

令和 7 年 6 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年6月20日（金）

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 1 0 時 4 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	欠
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

1 番 天本 純子 委員 2 番 黒田 和彦 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	6件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年6月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、〇〇委員のほうが、恐らく遅れて来られると思います。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番〇〇〇〇委員と議席番号2番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、1件、2筆でございます。

議案第1号、番号1について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、2筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が再生可能エネルギー事業において、電力系統への需給バランスを整えるための系統用蓄電所を設置する必要があったことから転用申請をされるものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水排水は、西側水路に放流される計画となっております。

また、資金計画につきましては、融資予定証明書が添付されております。

なお、本案件につきましては平成10年ごろより無届のまま当該地に盛土が行われ、畑として利用されていることから、始末書のほうを添付されております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合許可ができるこ

とから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

6番委員の〇〇です。

担当委員として一言申し上げます。

6月12日に会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で、現地を確認いたしました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地です。申請者は再生可能エネルギー事業において、電力系統への需給バランスを整えるための系統用蓄電所を設置する必要があったことから転用申請されたものです。

現地確認の際に排水について、既存の西側水路に排水することで説明を受けました。また、蓄電所の運営について、今後は目的会社を設立してそちらが運営するという計画をお聞きいたしました。

その際、現地で委員から許可後にその目的会社に土地が譲渡されるなどして、責任が曖昧になったり、草刈等ちゃんに行われなくなるのではないかという懸念が示されましたので、その点を事務局から確認をしていただきました。

その結果、土地の所有については許可後も目的会社に移さずに譲受人の合同会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が所有するままであるということで確認をいたしました。また、草刈についても、他の事例において、適切に対応しているとの説明を受けました。

以上の説明をもって、担当委員としては特に本事例について許可することに問題等はないと考えております。

以上です。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番の〇〇です。

蓄電池ちゅうことでちょっとお尋ねしたいと思います。

ここは一反八畝くらいの土地ですけど、大体それくらいなもんかどうか。というのは、地元で蓄電池の話があつてたんですけど、もっと広い農地を買い取るという話があつて今ちょ

っと止まっているんですけど、やっぱり広いとがいるんですかね。一反八畝くらいでいいと
ですかね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

そこははっきり事務局としてはわからないですけど、そちらは規模に応じて、蓄電の設備
を置く部分の規模の問題だけだと思いますので、今回の場合はこの範囲で置く蓄電池の量で
足りた、それで、〇〇委員がお伺いしているのはそれ以上のもっとたくさんの電気を蓄える
必要があるものではないかと推察しますがけれども、そこは実際の事業の内容を見ないとわか
らないところということで。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

電気の蓄電するあれが違うちゅうことですかね、ここは高圧電柱からじゃなして、そこに
ある電柱ちゅうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

こちらについてはあくまで転用事業者の説明ではございますけれども、高圧のものに繋ぐ
施設と聞いております。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

あの大きい鉄塔？

事務局

細かい繋ぎ方はわからないですけど、最終的には高圧で繋がっているというように説明を
聞いております。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

地元の話でも大きな鉄塔があるところからちゅう話やったけど、その話が事務局もちよっ
と首をかしげるくらいの話かもわからん。地元でもあやふやちゅうか、もう売った人もいる

んですよ、土地を。話を分かん、ようと聞いてないちゅう人もおるし、どこまでかも分かんし、売った人はどうなりますかね？

議長

〇〇委員、本件で…

7番委員

その蓄電池のあれで、尋ねたかけんがちゅう思ってから。別に話がせれちゅうわけでなく蓄電池の問題も地元であるもんで。

議長

質問の内容がはっきり分からないみたいなので…（「休憩」と呼ぶ者あり）
では一旦休憩します。

（休憩）

再開いたします。

他に御質問ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、6件、16筆でございます。

議案第2号、番号1から番号6につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは2ページから4ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画につきましては、6件、16筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっております

が、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会の意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、4 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

4 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の（１）地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 2 万 8,356 平方メートルとなっております。

次に、（２）の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 12 件、2 万 1,295 平方メートル、使用賃借権が 4 件、7,061 平方メートルとなっており、総合計が 16 件、2 万 8,356 平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては、貸人が 6 名、借人 6 名、申請枚数は 6 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 2 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 2 号、番号 1 から番号 6 の計画について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 5 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、1 件、1

筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、6 ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、3件、3筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次に、その他の事項で事務局からお願いします。

事務局

それでは、資料2をお願いいたします。

令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知により、先月の定例会におきまして、最適化活動の点検・評価を行いました。その取りまとめとしまして、今回、別紙様式5「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を作成いたしましたので、資料についての御説明をいたします。

I 農業委員会の状況及び、次ページ以降のII 最適化活動の実施状況につきましては、表題の下の注釈のほうにもありますとおり、別紙様式1の内容である、令和6年度最適化活動の目標の設定等を転記しておりますので、のちほど、数字の御確認をお願いいたします。

また、それぞれに「実績」の欄がございますが、こちらは、先月の定例会で点検・評価をいたしました内容を記入しておりますので、同様に御確認のほうをお願いいたします。

次に、4枚目をご覧ください。本日追加で1枚置いているものです。III 事務の実施状況でございます。

まず、2 農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数は24件となっており平均処理期間は22日となっております。

3 農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は25件となっており、平均処理期間は24日となっております。

4 違反転用への対応については、これは該当がございませんでした。

資料の説明は以上となりますが、この別紙様式5につきましては、農地政策課長通知により、このあと、6月末にホームページへ掲載することとなっておりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

以上、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公

表についての説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局より資料の説明がありましたけれども、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、皆さん内容を御確認いただきまして、ご不明な点等は事務局へお尋ね下さい。

その他、委員の皆さんから、何かございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、先月の委員会で3条も地元生産組合長の同意がいるんじゃないかちゅう話をしたんですけど、どうになりました？

議長

先月の分の件ですか。

7番委員

5条はいちおう同意を取るようになってるけど、ただ売買のときは生産組合長には届出はあってないみたいですけど、地域との調和義務要件とか、今までは割と地元の人同士が対話していたけど、よその人が今度から入ってくるようになると、やっぱり地元の組合長さんが知っていないならダメじゃないかちゅう話があつてですね。

議長

事務局どうですか。

事務局

3条については取ってないのが現状なので、ひょっとしたら取った方がいいというお話でおっしゃってあるかどうかですね。

7番委員

私たちでなく、皆さんどうでしょうかという話もありますけど、地元の組合長が知らんちゅう売買をしょったら、地域の調和とか、いろいろ今から人数が少なくなっている。それは賦課金だけで解決するんだらうかちゅう話もあります。だけん、農地転用だけじゃなくて、売買のときも、よそから今からどんどん入ってくるなら、地元の生産組合長さん、区長さんたちくらい知っとかんなら。

議長

それはよそからの話だけにおいてですか、全てにおいての話ですか。

7番委員

売買するなら地元でなんなん、若い人、詳しくない人が後を継いだりしよるし、ちゃんと親がつないでくれとけばいいけど、つないでくれんところもあるし。

議長

ちょっと一旦休憩します。

(休憩)

それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの件で事務局お願いします。

事務局

先ほど〇〇委員より御質問のあった３条申請で生産組合長の承認を求めることについては、法的にも今の時点で求められているものではないので、事務局としてその提出を求めるというのは考えておりませんが、そのあたりについては委員の御意見等もございますので、動向を見守りながら適宜皆さんにご相談したいと思います。

議長

〇〇委員、どうぞ。

７番委員

はい、〇〇です。農業新聞にもわざわざそげなふうな質問とかあるけん、事務局は特に調べてください、そげんとは。そうせんと、会長から事務局に言うて私たちに話が来るんでしょうけど、私たちあと１年ありますけん、一番守らやん農地法を守るためにおるけんが、よろしくをお願いします。

議長

他にございませんか。

事務局のほうから、何かございませんか。

事務局

そうしましたら、農地パトロールについてのお知らせをさせていただきます。今年も８月から９月にかけて、各地区で農地パトロールを行う予定といたしております。

そのため、来月の７月の定例会終了後に各地区でのスケジュール調整を行いたいと思っておりますので、詳細等につきましては、また追って連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

新規就農者は農地パトロールのときに点検をしようという話があつとったですけど、新規就農者を挙げとってもらえますかね。

議長

委員のパトロールにおいて、新規就農されたところの土地の…（「ここで審議したと思います。新規就農者」と呼ぶ者あり）

いつそれを見るという話をしましたか。すみません、今出ないです。（「農業委員会のときしたと思いますが」と呼ぶ者あり）

いつの農業委員会…

7番委員

どうせ農地パトロールをするから、そのとき。そうせんと、けっこう出よったですよ、新規就農者が。ほとんど果樹か何かやろうばってんが。

議長

すいません、ちょっとそこの話を一旦確認させてから判断させていただきたいと思います。

すいません、私も覚えてなくて。（発言する者あり）

本年の話ですか？（発言する者あり）

今年度？（発言する者あり）

農地パトロールをそのときにするという話…（発言する者あり）

疑義があるような方については、地元の農地パトロールをするときにここも一緒に見ようというような話で見られればいいことであって、新規就農者の方を全員農地パトロールとかで見に行くということは必要がないのかなという判断をしています。（発言する者あり）

10番委員

10番〇〇です。それって日々のパトロールで見るべきことじゃないかなと。（発言する者あり）

私は見に行くようにしています。ここに挙がったときには見に行つて、そこも巡回するようにはしています。

議長

ここは各委員で見に行つてというようなことじゃないでしょうか。（発言する者あり）

よろしいですかね、他にございませんか。（「問題ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年7月18日金曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____